

原子力災害時における広域避難に係る 避難経路所・避難所運営マニュアル（概要）

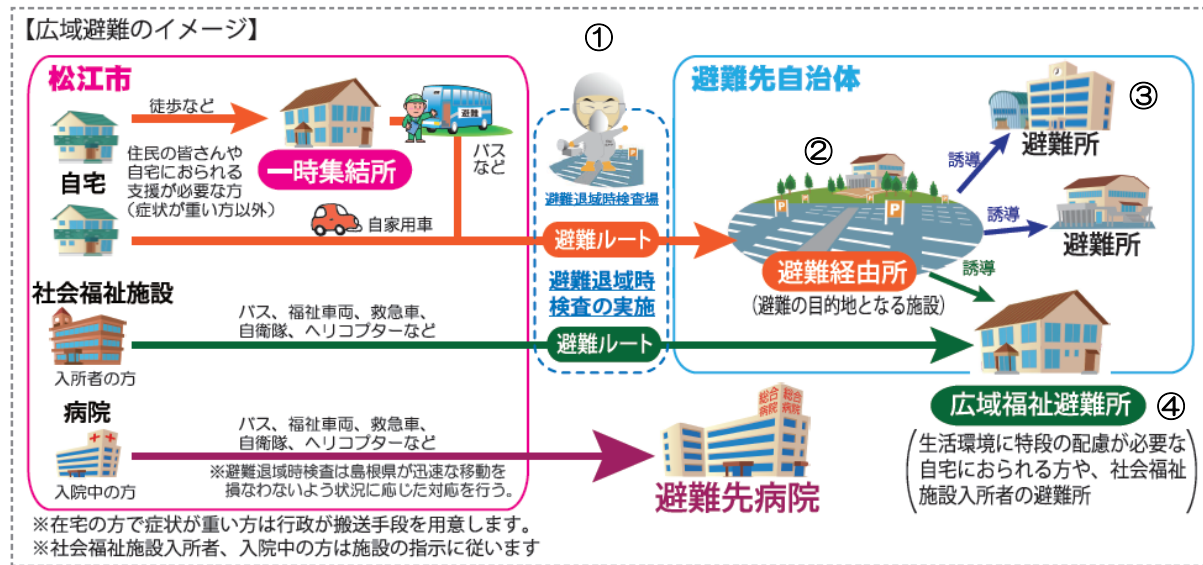
中国電力（株）島根原子力発電所における原子力災害時において、広域的な避難が必要となった場合に、平成 26 年に島根県と岡山県の間で締結された「原子力災害時における広域避難に関する協定」に基づき、島根県からの避難者を受け入れる。

本マニュアルは、島根県と岡山県作成の原子力災害時における広域避難に係る避難経路所・避難所運営マニュアル案に基づいて作成し、概要については下記のとおり。

避難元：松江市東出雲町揖屋地区の一部（島根原発から 20 km 圏） 避難対象人口 6、310 人

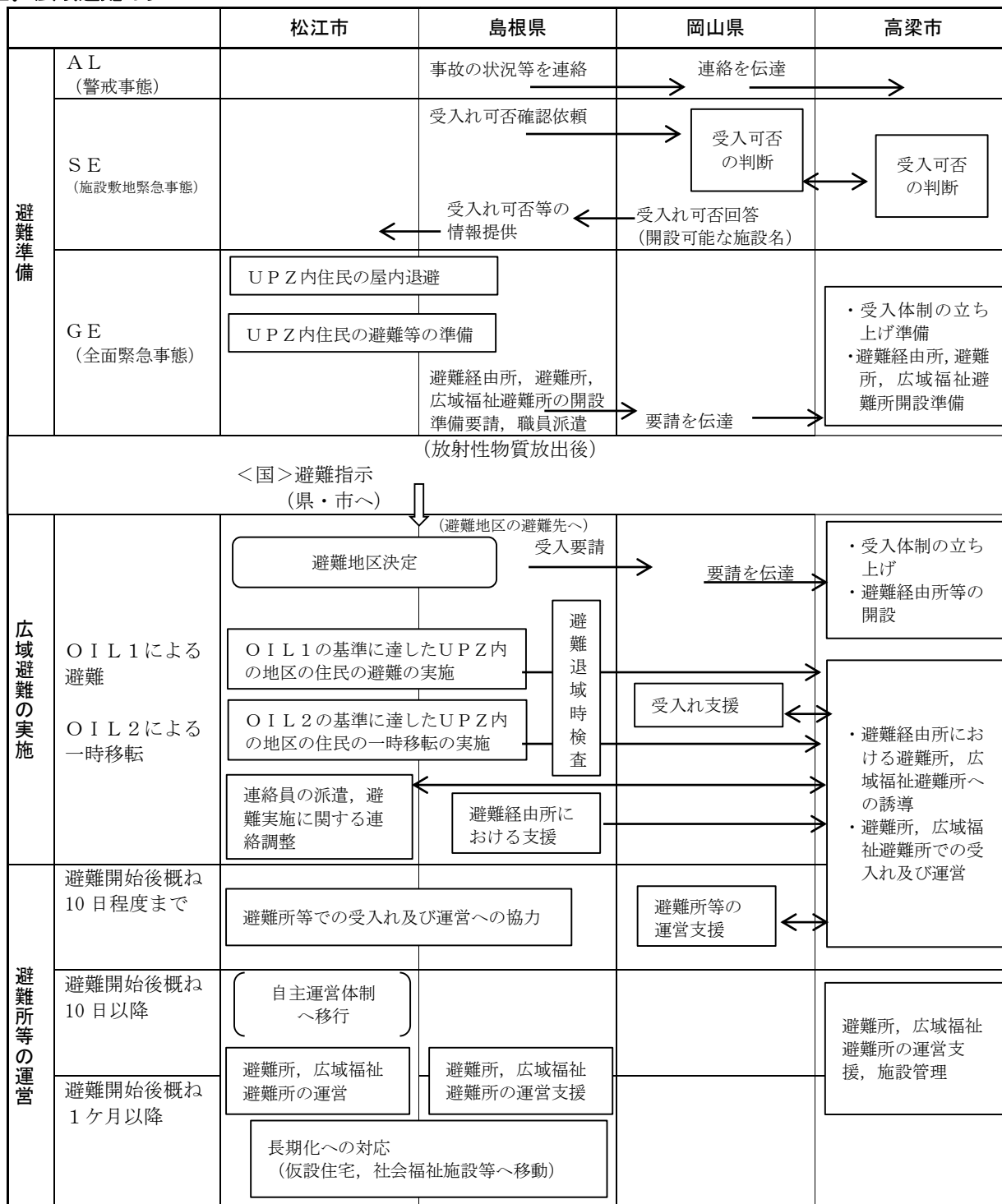


1. 原子力災害が発生し避難指示が出された場合の広域避難イメージ



①避難退域時検査場	放射線測定機による検査を実施（候補地：大山PA）
②避難経路所	土地勘のない避難住民の目的地となり、受け入れ自治体では避難先の振り分を行うことにより、避難所の開設を段階的に行うことができる。 高梁市：ききょう緑地グラウンド（予備）有漢総合グラウンド
③避難所	高梁市民体育館 高梁小学校 高梁中学校 巨瀬地域福祉センター 巨瀬小学校 落合研修会館・落合勤労福祉会館 落合小学校 有漢生涯学習センター 有漢体育館 有漢中学校 成羽体育館（11施設）
④広域福祉避難所	高梁総合文化会館 高梁市文化交流館

2. 広域避難のフロー



3. 避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の管理・運営主体

- 避難開始当初は、島根県及び松江市（避難元）は住民避難の送り出しに全力をあげなければならないため、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の開設・管理、避難住民の誘導など受入業務については、岡山県及び高梁市が主体的に対応することとしています。
- 松江市（避難元）は住民避難の送り出しが落ち着いてきた段階から、高梁市へ職員を順次派遣し、高梁市の指示のもと、避難経由所、避難所及び広域福祉避難所の対応を行います。

4. 避難所運営マニュアルの基本方針

- (1) 避難所は、災害発生直後において、避難者の生命の安全を確保する避難施設として、その後は生活する施設として重要な役割を果たします。
- (2) 避難所は、避難者の次の避難先（公営住宅、仮設住宅等）への移転等により閉鎖します。
- (3) 避難所の開設は島根県からの要請（岡山県経由）を受けて行い、閉鎖は、高梁市と松江市（避難元）で協議して決定します。
- (4) 避難所では、避難者の自主運営を原則とします。（概ね 10 日目以降）
- (5) 自主運営体制移行後、松江市（避難元）の地区現地対策本部（臨時出張所等松江市の現地支援拠点）は、避難所の後方支援を行います。高梁市は避難所施設の管理のほか、松江市（避難元）の支援を行います。
- (6) 松江市（避難元）は、高梁市の協力を得ながら、要配慮者のニーズへの対応を行います。

5. マニュアル対象者

このマニュアルを使うことを想定している人は組織を含め、高梁市、松江市（避難元）を含むすべてが対象となります。

6. 避難経由所（ききょう緑地グラウンド）



避難経由所の目的

- 避難先市町の目的地とし、避難者の混乱を低減する。
また、避難者への情報提供等を行う一定のターミナル的な役割を果たす。
- 避難者の振り分けを実施するため、段階的に避難所を開設し、初期段階における避難所運営の負担を軽減する。
- 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の避難スペースを確保し、渋滞緩和を図る。

受入体制と業務

班名	要員数	主な業務
総務グループ	2名 (内1名は責任者)	・ 避難経由所の総括管理 ・ 防災復興推進課との連絡・調整
管理グループ	3名	・ 避難退域時検査済証の確認 ・ 避難所の振り分け
誘導グループ	3名	・ 避難者の誘導 ・ 避難経由所及び周辺の交通整理

(公道上の誘導は岡山県が警察と協議します)

※ 避難経由所は、避難開始後日数の経過に伴い減少する避難者数に合わせて体制を順次縮小し、避難が完了する1週間程度で閉鎖する（避難車両の駐車場として継続利用を行う）。なお、縮小や閉鎖については、避難の状況を踏まえた島根県からの連絡による。

7. 避難所の開設・運営

- (1) 避難所の開設は、原則として、高梁市の担当職員が、防災復興推進課からの指示に基づき施設の管理者と連携して実施します。
- (2) 避難所となる施設では、施設内の機器の使用等施設管理上の対応が必要となります。従って、避難所の管理者及び職員に対し、できる限りの協力を要請します。

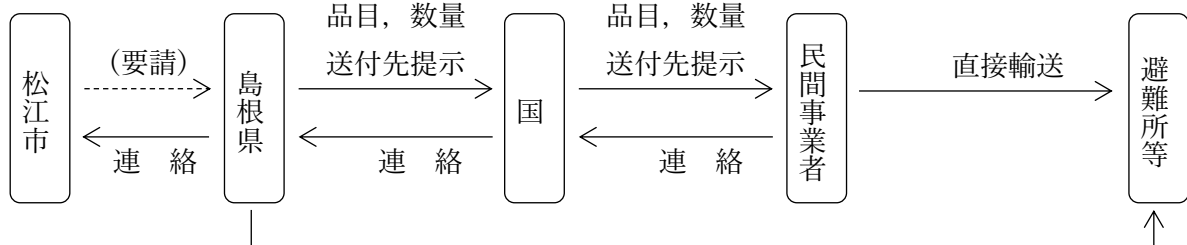
高梁市の避難所（候補施設）

施設名称	収容可能人数	施設名称	収容可能人数
高梁市民体育館	1,980	落合小学校	380
高梁小学校	400	有漢生涯学習センター	820
高梁中学校	550	有漢体育館	560
巨瀬地域福祉センター	280	有漢中学校	300
巨瀬小学校	330	成羽体育館	250
落合研修会館	480	計	6,330

広域福祉避難所（候補施設）

施設名	受入可能人数
高梁総合文化会館	126人
高梁市文化交流館	72人

(3) 食糧、物資等の確保に関するスキーム（想定）



避難直後は、食糧や生活物資の確保が困難なことが予想されますので、島根県や松江市の要請を受けて、備蓄物資の配布や流通備蓄の調達を行います。

- (4) 避難所運営が松江市（避難元）の体制へ移行すると、避難所の運営は避難者の自主運営の原則に基づいて、避難者を主体とする避難所運営委員会が担います。
- (5) 避難者の次の避難先への移転等避難所生活の必要性がなくなると撤収を検討し、避難所の閉鎖に関わる業務は、原則避難所の担当職員（松江市）が行いますが、撤収期における避難者の合意づくりは、運営委員会が中心となって行います。
- (6) 重度の避難行動要支援者は概ね 1 カ月以内、それ以外は 6 カ月以内の仮設住宅、賃貸住宅等に移転を完了させます。